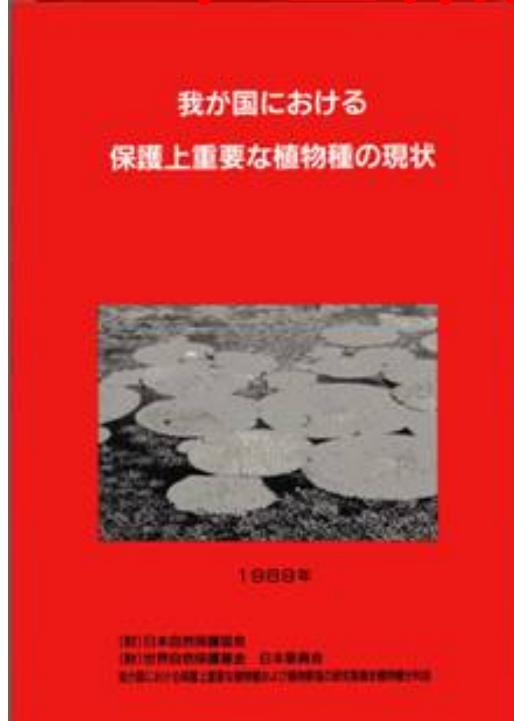




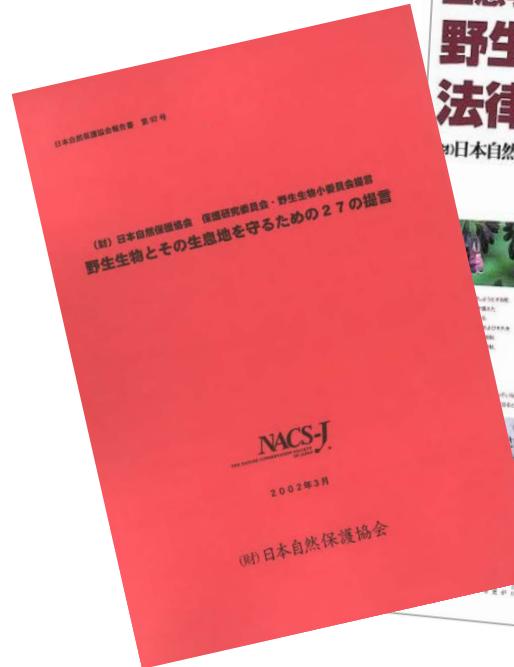
2016年6月16日

第一回「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律のあり方検討会」

種の保存法改正に向けた 日本自然保護協会の提案



1989年日本初のレッドデータブック

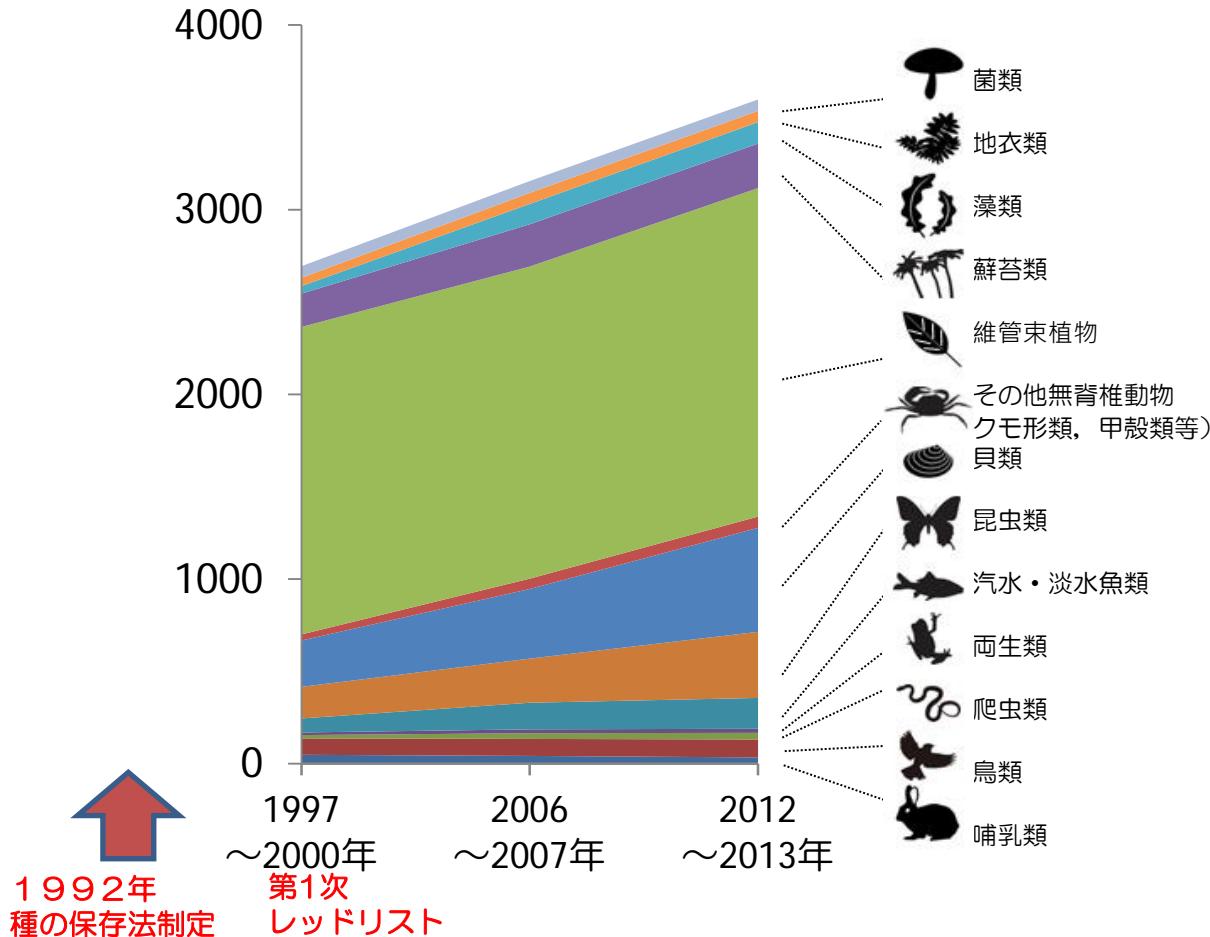


日本自然保護協会 自然保護部 藤田卓

THE NATURE CONSERVATION SOCIETY OF JAPAN

増え続ける日本の絶滅危惧種の現状

日本における絶滅危惧種数（絶滅危惧Ⅰ類・Ⅱ類）の17年間の変化（環境省レッドリスト(RL)掲載種数）



メダカ、ウナギ、ハマグリ、キキョウなど身近な生き物も絶滅危惧種に

日本の絶滅危惧種は17年間で903種増加→種の保存法制定後
※ただし、種数の増加≠絶滅の危機の増大に注意（植物では人為の増大が大きい）

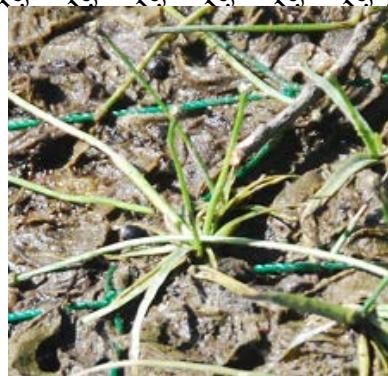
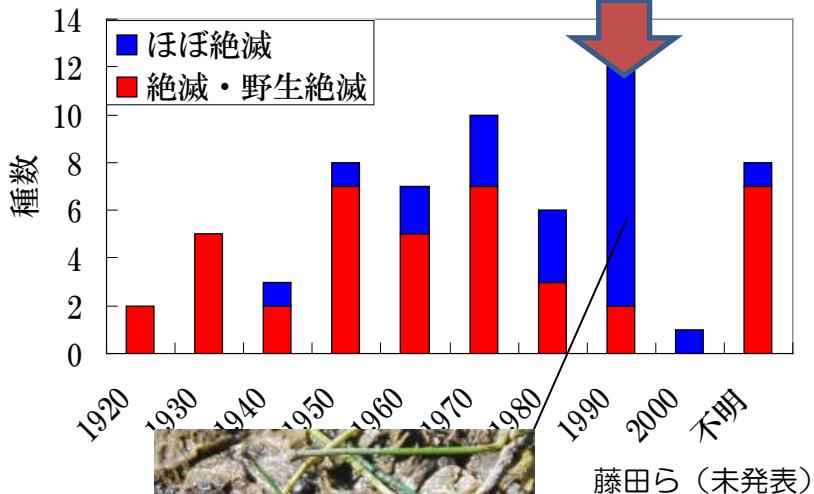
種の保存法の強化が必要

日本の絶滅危惧植物の現状

種の絶滅

日本の年代別の植物の絶滅種数

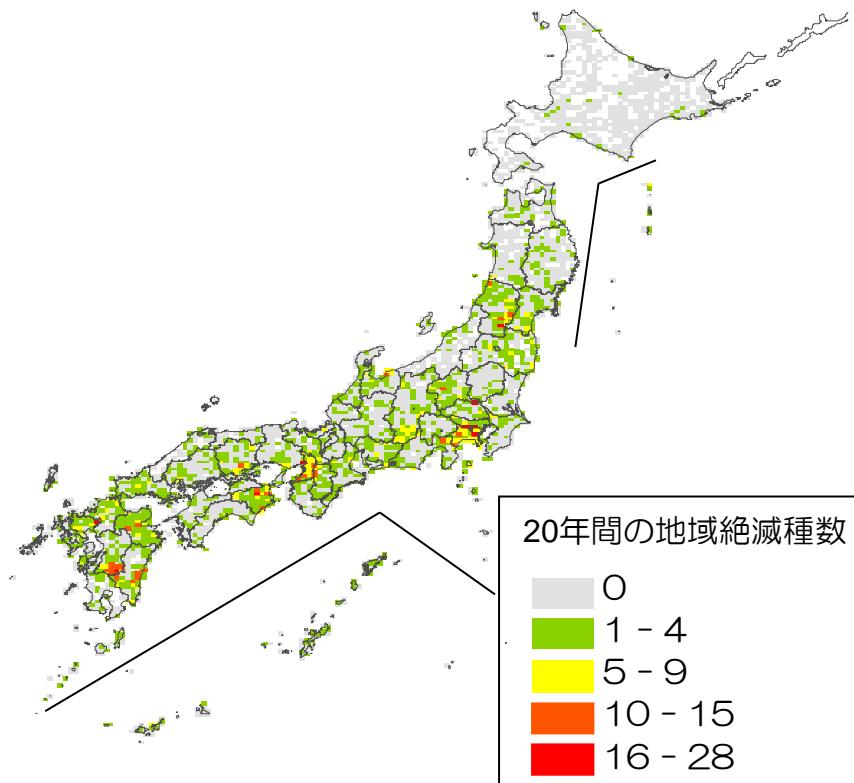
1992 種の保存法制定



コシガヤホシクサ 1994年野生絶滅

地域絶滅

20年間の地域絶滅1990-2000年代

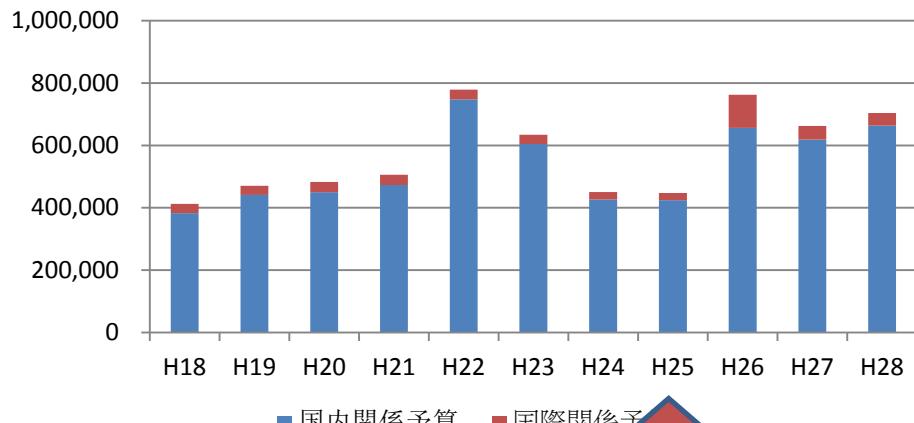


- ・種の保存法制定後も絶滅は止まっていない（0.86種/年が絶滅（過去50年平均）
- ・絶滅危惧種に指定されても、各地域で絶滅が起き、生育地が減少している
→種の保存法の強化（適切な種指定）、各地域の自然を見守る市民の力が不可欠



絶滅が減らない原因は？

種の保存法関係予算の推移



■ 国内関係予算 ■ 国際関係予算

付帯決議

アメリカESAチョウザメ予算
4200万ドル→48億円（たった1種で約6.8倍）

種の保存法関係職員数



■ 本省 ■ 地方環境事務

付帯決議

アメリカESA関連
正職員1000名以上

2020年までに300種追加指定（H25年付帯決議）
+2030年までにさらに300種追加（国会にて環境省答弁）
←種指定・保全を実行する体制は十分か？ 年間40種以上の種指定が精一杯

予算・人員増加+新たな仕組み（特に「多様な主体との連携」）が必要

事例1) 行政との連携の重要性

- ・長野のイヌワシの課題の1つ：営巣地付近での人為
(ヘリコプター・グライダーの通過、クライミング・ハンターの立ち入り、工事)
- ・県の計画策定前(～2006年)：長野県イヌワシ研究会が自粛を要請しても効果なし
後(2006年～)：



効果あり

行政の位置づけ、行政の一声で、状況は大きく改善

保護回復事業計画評価検証シート			
1 保護回復事業計画 対象種名	イヌワシ		
2 計画策定年度（評価基準年度）	平成18年度	2006年度	
3 保護回復事業計画の評価年度	平成25年度	2013年度	
4 計画の概要			
(1) 現計画における課題	①長野県におけるイヌワシの繁殖率の急激な低下 -繁殖期における営巣地周辺での影響行為 -森林及び里山の管理停止に伴う飼場環境の悪化 ②違法な飼養や捕獲、観察者の接近やカメラマンによる営巣撲乱		
(2) 現計画の目標・取組事項	◆目標 -当面10年間は、これ以上繁殖率※を低下させない -1980年代と同様の繁殖率50%を目指す ◆取組事項 ①開発等の影響低減 ②生息情報の収集・管理・利用 ③生息環境の改善 ※ 繁殖率…テリitoryを持つペア数に対する巣立ちヒナを育てたペア数の割合		
5 計画策定以降の対象種の動向	指標	計画策定期	評価時
確実に生息が確認されているペア数		2006年(H18年) 22ペア	2013年(H25年) 19ペア
1995年～2012年 平均繁殖成功ペア数		1995年～2004年(10年間) 13.3ペア(13～15ペア)	2005年～2012年(8年間) 13.6ペア(13～14ペア)
平均繁殖成功ペア数 のべ繁殖成功ペア数(%)		34ペア(1～6ペア)	34ペア(2～4ペア)
平均繁殖成功率 %		25.5%	24.9%
1997年～2012年 繁殖に参加した14ペアの繁殖動向		間隔の前期('97年～'04年)、後期('05年～'12年)で繁殖成功回数を比較 -繁殖成功回数が増加したペア…8ペア/14ペア(29%) -繁殖成功回数が減少したペア…6ペア/14ペア(57%)	
補足事項	実際に生息が確認されているペア数について、2004年と2013年を比較すると、ペア数は3ペア減少しており、生息状況は悪化傾向にあると推定した。 平均繁殖成功ペア数、平均繁殖成功率はほぼ横ばいで推移したが、繁殖参加したペア数を一定期間で比較すると、繁殖成功回数減少ペアは繁殖成功回数増加ペアを大きく上回っており、繁殖状況は悪化していると推定した。		
※ 繁殖成功率…繁殖参加を確認したペア数に対するヒナを巣立たせたペアの割合 (長野イヌワシ研究会による生息・繁殖状況等の調査結果にもとづき作成)			

6 計画への対応状況				
(1) 対象種の動向が悪化につながった事例		件数計		
事例No	確認者	事例の概要	個体数	生息環境 増・土減 改・土悪 改・土悪
7	研究会	新聞記事による生息情報の漏えい事例(1件) H19 生息地の情報漏えいによる絶滅危惧要因の増大	1	●
18	研究会	カメラマンによる貢付け(1件) H22 事実確認が出来なかったため、現状維持で整理	1	●
23	県	特定会社のヘリコプター飛行ルート調整の難航(1件・継続中) H24 問題のある飛行コースの調整に対応して貢えいない事例	1	●
25	県	市民団体HPにおける生息情報の漏えい事例(1件) H24 生息地の情報漏えいによる絶滅危惧要因の増大	1	●
件数計		1	1	2
(2) 対象種の保護回復に向けた取組の実施状況と評価				
事例No	実施者	取組の概要	個体数	生息環境 増・土減 改・土悪 改・土悪
1,2,3 ほか	右記 ほか	関係機関による情報交換(10件)、森林整備の取組(2件) H16 研究会、県 H19 H20 国有林主導 A町、研究会、県(本庁・現地)	1	● ●
4,5,6 ほか	研究会 県・環	繁殖地近隣での沿電線管理作業の改善(3件) H18～H25 研究会、電力会社、県で毎年協議を継続実施	3	● ● ●
7	県	新聞記事による生息情報の漏えい事例への対応(1件) H19 情報漏えいに対する注意喚起を実施	1	●
10	県	繁殖地近隣での害鳥駆除の要請(1件) H20 近隣への立派化や近隣での駆除の自粛が実施された	1	●
11	研究会 県	雪で落した巣(巣箱)の修理(1件) H20 研究会と県で巣箱を復元、125巣への出入りを確認	1	●
13	研究会 県	公開シンポジウムで大型猛禽類の生態等を普及啓発(2件) H20,H23 シンポジウムで基礎講演、バナーを対応	2	● ●
15	研究会 県・環	繁殖地に影響があるグリーダーの飛行ルート調整(1件) H22 協会から飛行者に注意喚起が行われることになった	1	●
21,30 ほか	研究会 県・環	繁殖地近隣での公共交通木事業者との対応改善(3件) H23～H25 繁殖期間の工作中断、事業区間変更で配慮された	3	● ●
22,27 ほか	研究会 県・環	黒いヘリ運航会社の飛行ルート確保と保全協力要請(6件) H24 県警、民間、計7社が確認、6社は問題ない旨確認	6	● ● ● ● ● ●
25	研究会 県	市民団体HPで公開された生息情報の削除要請(1件) H24 要請による個体の公開ページは削除された	1	●
29	研究会 県	米国のオスプレイ飛行訓練に関する説明活動(1件) H25 防衛省、環境省へ対して情報開示と適切な対応を要請	1	●
32,34 ほか	研究会 県・環	巣ごとの繁殖課題整理のための現地調査・打ち合わせ H25 5月～1月(巡回実施) 生息状況、課題とともに	1	● ●
33,36	研究会 県・環	巣ごとの情報管理のための内部用情報マップの作製 H25 6月～(検討:6回実施) 作成作業継続中 巣ごとの影響範囲を示す外部提供用マップの作成 H25 6月～(検討:6回実施) 作成作業継続中	2	● ●
35	研究会 県・環	繁殖行動行為に関する相談対応フローの作成 H25 9月 数年間検討されていたフローを確定した	1	●
件数計		6	6	5
評価凡例 増…増加　土…現状維持、変化なし　減…減少　改…改善　悪…悪化				

種の保存法の指定があっても

日本自然保護協会 提言の概要

1) 国民との協働によって絶滅危惧種の保全を達成するための法改正の検討

- 【提言1】国内希少種 指定提案制度を法律に明記する（付帯決議4-3）
- 【提言2】生息地等保護区の国民提案制度の新設
- 【提言3】生息地等保護区の税制優遇措置の追加
- 【提言4】保護増殖事業計画の国民提案制度の新設
- 【提言5】多様な主体との連携を進めるための財政支援も含めた生息地等協働保全制度の新設

2) 生息地保全を促進する仕組みづくりの検討

- 【提言6】種名を公表しない生息地等保護区を設定できるようにする
- 【提言7】多数の絶滅危惧種が集中するホットスポット型生息地等保護区の指定を新設する
- 【提言8】環境アセスメントにおいて絶滅危惧種の重要な生息地が確認され開発を回避した場合の保護担保措置を検討すべき
- 【提言9】公共事業は種の保存法の適用除外とする規定（第54条）を削除する

3) その他の改正ポイント

- 【提言10】レッドリストを種の保存法に位置づける
- 【提言11】種の絶滅の防止から、絶滅の危険がない状態まで回復させることを明確にするため、保護増殖事業を保全回復事業とし、計画策定の義務化を検討すべき
- 【提言12】国内希少種の選定・現状評価・保護増殖計画の評価見直しを行う科学委員会を常設することを法律に明記すべき（付帯決議5）
- 【提言13】「絶滅のおそれのある野生生物種の保全戦略」を法定計画とする（付帯決議4-1）
- 【提言14】海洋生物を積極的に選定候補とする（付帯決議10）
- 【提言15】財産権の尊重（第三条）重視の改善

日本自然保護協会 提言の概要

1) 国民との協働によって絶滅危惧種の保全を達成するための法改正の検討

- 【提言1】国内希少種 指定提案制度を法律に明記する（付帯決議4-3）
- 【提言2】生息地等保護区の国民提案制度の新設
- 【提言3】生息地等保護区の税制優遇措置の追加
- 【提言4】保護増殖事業計画の国民提案制度の新設
- 【提言5】多様な主体との連携を進めるための財政支援も含めた生息地等協働保全制度の新設

2) 生息地保全を促進する仕組みづくりの検討

- 【提言6】種名を公表しない生息地等保護区を設定できるようにする
- 【提言7】多数の絶滅危惧種が集中するホットスポット型生息地等保護区の指定を新設する
- 【提言8】環境アセスメントにおいて絶滅危惧種の重要な生息地が確認され開発を回避した場合の保護担保措置を検討すべき
- 【提言9】公共事業は種の保存法の適用除外とする規定（第54条）を削除する

3) その他の改正ポイント

- 【提言10】レッドリストを種の保存法に位置づける
- 【提言11】種の絶滅の防止から、絶滅の危険がない状態まで回復させることを明確にするため、保護増殖事業を保全回復事業とし、計画策定の義務化を検討すべき
- 【提言12】国内希少種の選定・現状評価・保護増殖計画の評価見直しを行う科学委員会を常設することを法律に明記すべき（付帯決議5）
- 【提言13】「絶滅のおそれのある野生生物種の保全戦略」を法定計画とする（付帯決議4-1）
- 【提言14】海洋生物を積極的に選定候補とする（付帯決議10）
- 【提言15】財産権の尊重（第三条）重視の改善



事例2) 絶滅危惧種を地域の宝に！地主の希望

カヤネズミ（NT京都）の生息地
(京都府)



1998年 力ヤネズミの重要な営巣地

1999年 残土捨て場、消失

地主「そんなに貴重なネズミやったら、
業者に貸さんかったのに」

畠（2014）

ハナノキ（VU国）の自生地
(長野県)



開発予定地→事実上の保護区

保全団体から事情を説明した結果、絶滅危惧種を地域の宝として保全したい
という地主の希望

地主の了解（土地代を負担）を得て
保全活動を行っているケースも多数

事例3) 地主の希望もあり保護区指定が実現

開田高原末川保護区（約0.5ha（150m×30m）



一部の愛好家の無断立ち入りに悩んでいた土地所有者から立ち入り制限の希望があり、長野県条例に基づく生息地等保護区にしたケース（2016年）

地主の希望を活かす制度設計が有効ではないか？

【提言2】生息地等保護区の国民提案制度の新設

【提言3】生息地等保護区の税制優遇措置の追加

- ①対象範囲を管理地区から監視地区を含めた生息地等保護区全体へ拡充
- ②譲渡所得の控除を国・地方公共団体への売却だけでなく公益法人への売却も含める
- ③固定資産税だけでなく都市計画税も非課税にする

さらに、所有者に対して定期的なモニタリング義務（参考：EUのスチュワードシップ制度）を課すことも検討してはどうか
(地主と地域の保全団体の連携の促進にもつながる)

種の保存法の生息地等保護区（管理地区内）内の税制優遇措置

税の種類	税制優遇措置
相続税	非課税の場合あり（国若しくは地方公共団体又は公益社団法人若しくは公益財団法人その他の公益を目的とする事業を行う法人への寄付が対象）
譲渡所得の特別控除	1500万円（国・地方公共団体に買い取られる場合に限定）
固定資産税	非課税
都市計画税	—

種の保存法：保護増殖事業の現状と課題

-個体の繁殖の促進、生息地等の整備等の事業計画-

<現状と課題>

- ・国内希少種175種中63種のみ策定
- ・国以外の主体も計画を認定できる（認定保護増殖事業計画）
※国が策定した種のみ対象（指定種63種のみ）
※29件中25件は自治体、動物園、財団法人等の民間団体は3件のみ
(平成27年3月31日現在)

<その他課題>

- ・計画の中心は、域外保全で、域内保全や地元との連携した活動が弱い種もある
(例) ウチダシクロキなど小笠原の植物)
- ・地元に活動団体があるが、計画が未策定で位置づけられていない種もある
(例) シャープゲンゴロウモドキ、カッコソウなど)



多様な主体による現場の保全活動を推進する制度設計が必要ではないか？

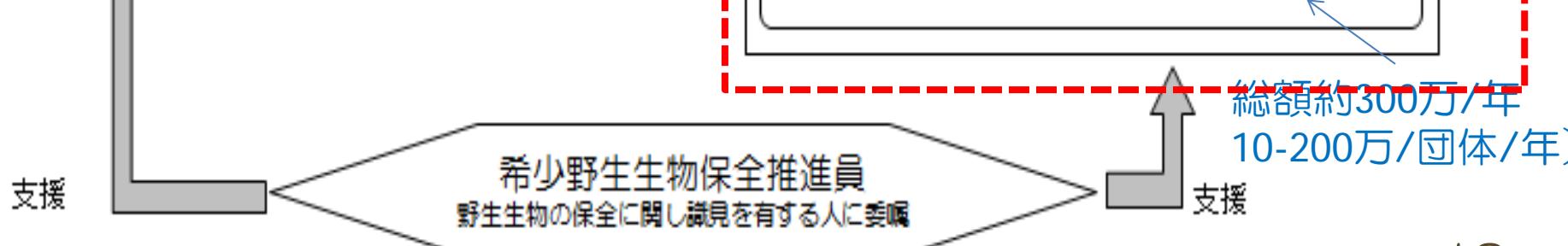
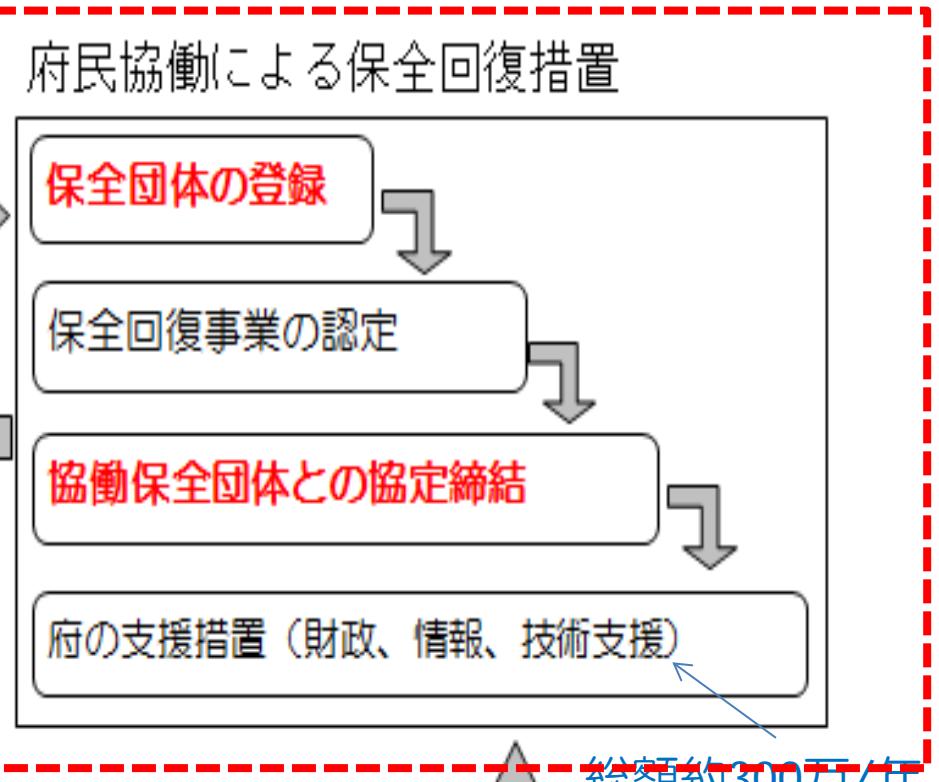
【提言4】保護増殖事業計画の国民提案制度の新設

- ①国の保護増殖事業計画がなくても、地方自治体、民間団体が独自に保全計画を提案、認定できるよう法改正を行う
- ②計画が採択・認定された場合は、種の保存法以外の捕獲許可・入林許可などが同時に認められるなど、生物多様性地域連携促進法との連携によって、法的な手続きを簡素化するなどの活動団体へのインセンティブを作ることも検討

事例4)府民協働による生息地等協働保全制度1/3

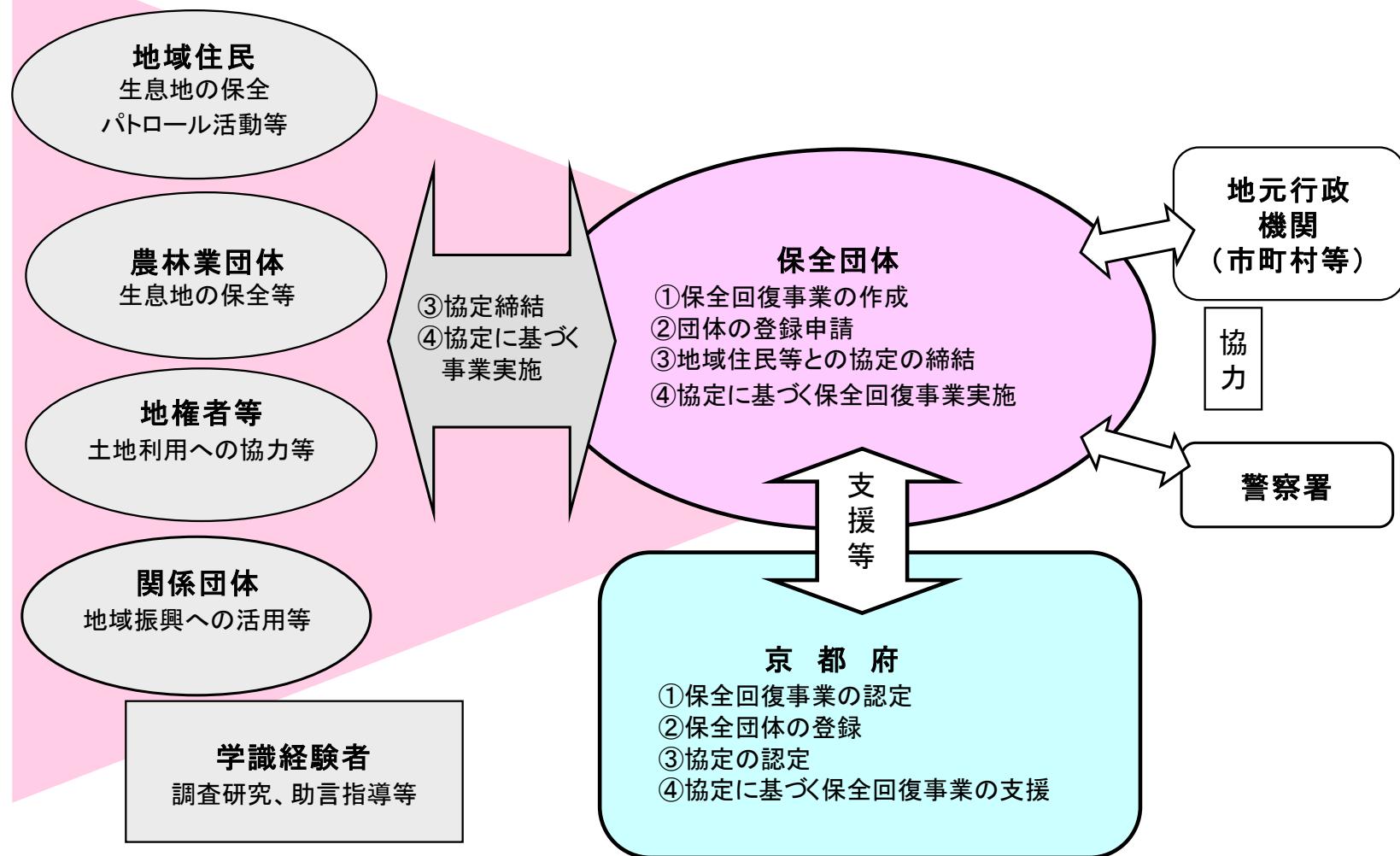
京都府条例の概要

計画・調査



事例4)府民協働による生息地等協働保全制度2/3

京都府条例に基づく保全協定



事例4)府民協働による生息地等協働保全制度3/3

登録団体と保全協定の事例（6例；2014年）

アユモドキ



オオキンレイカ



オグラコウホネ



亀岡人と自然のネットワーク

青葉山レインジャー隊

乙訓の自然を守る会

カスミサンショウウ



フナバラソウ／レンリ
ソウ



ベニバナヤマシャクヤ
ク



やましろ里山の会

鹿背山俱楽部

やましろ里山の会

京都府 島氏提供

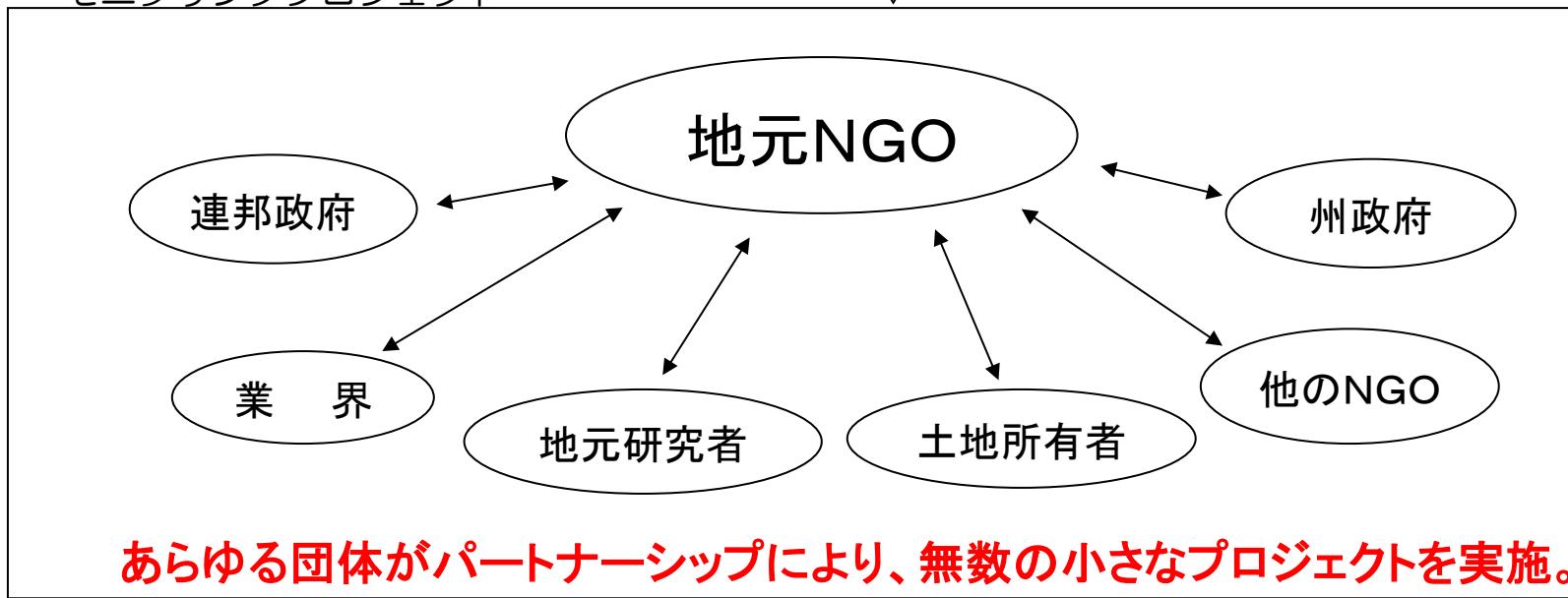
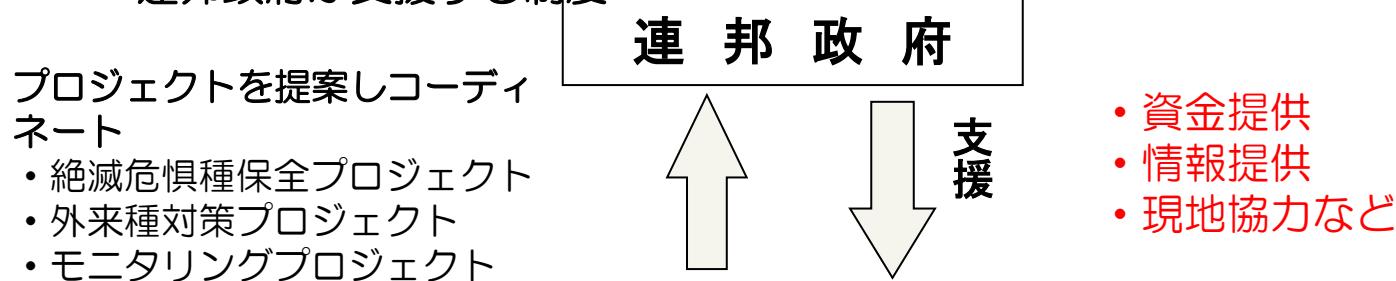
美山産官学公連携協議会

雲ヶ畑・足谷 人と自然の会

事例5) カナダ絶滅危惧種法

生息地スチュワードシップ制度 Habitat Stewardship Program (HSP)

地元NGOなどが提案する絶滅危惧種の回復プロジェクトに対し、連邦政府が支援する制度



京都府条例に基づく登録団体のメリット

- ①要許可行為の適用除外
- ②登録団体は、知事に府保全回復事業計画の変更を提案できる
- ③府の支援 <補助制度（補助率5割,10割、総額約300万/年、10-200万/団体/年）・技術的助言・情報提供



【提言5】多様な主体との連携を進め
るための財政支援も含めた生息地等協
働保全制度の新設
(京都府、カナダの事例を手本に)

日本自然保護協会 提言の概要

1) 国民との協働によって絶滅危惧種の保全を達成するための法改正の検討

【提言1】国内希少種 指定提案制度を法律に明記する（付帯決議4-3）

【提言2】生息地等保護区の国民提案制度の新設

【提言3】生息地等保護区の税制優遇措置の追加

【提言4】保護増殖事業計画の国民提案制度の新設

【提言5】多様な主体との連携を進めるための財政支援も含めた生息地等協働保全制度の新設

2) 生息地保全を促進する仕組みづくりの検討

【提言6】種名を公表しない生息地等保護区を設定できるようにする

【提言7】多数の絶滅危惧種が集中するホットスポット型生息地等保護区の指定を新設する

【提言8】環境アセスメントにおいて絶滅危惧種の重要な生息地が確認され開発を回避した場合の保護担保措置を検討すべき

【提言9】公共事業は種の保存法の適用除外とする規定（第54条）を削除する

3) その他の改正ポイント

【提言10】レッドリストを種の保存法に位置づける

【提言11】種の絶滅の防止から、絶滅の危険がない状態まで回復させることを明確にするため、保護増殖事業を保全回復事業とし、計画策定の義務化を検討すべき

【提言12】国内希少種の選定・現状評価・保護増殖計画の評価見直しを行う科学委員会を常設することを法律に明記すべき（付帯決議5）

【提言13】「絶滅のおそれのある野生生物種の保全戦略」を法定計画とする（付帯決議4-1）

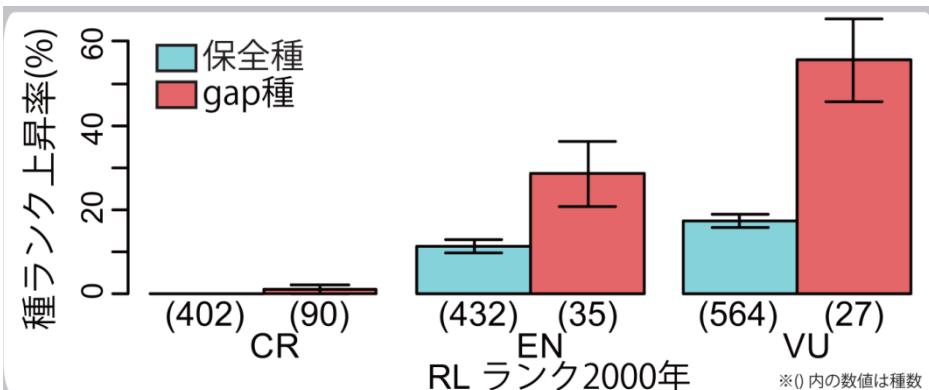
【提言14】海洋生物を積極的に選定候補とする（付帯決議10）

【提言15】財産権の尊重（第三条）重視の改善



日本における保護区の有効性と現状

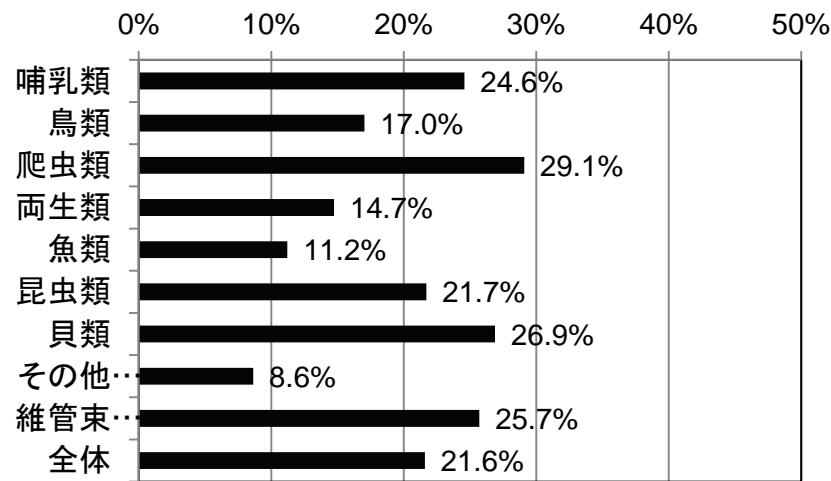
植物RL1550種保護区内外のランク上昇率



(RL2000→RL2012ランク変化をGLMM+ステップワイズ法)

赤坂ら（未発表）

絶滅危惧種の分布域の保護地域力バー率 (国立公園など)



保護区内の方がレッドリストのランクが上昇しにくい傾向

- ・保護区は保全のための有効なツールの1つ
- ・しかし保護区地域で守られている種は少ない
- ・種の保存法の生育地等保護区は9地区、886haしかない
→種名を公表した生息地指定となるため、乱獲を招くという懸念

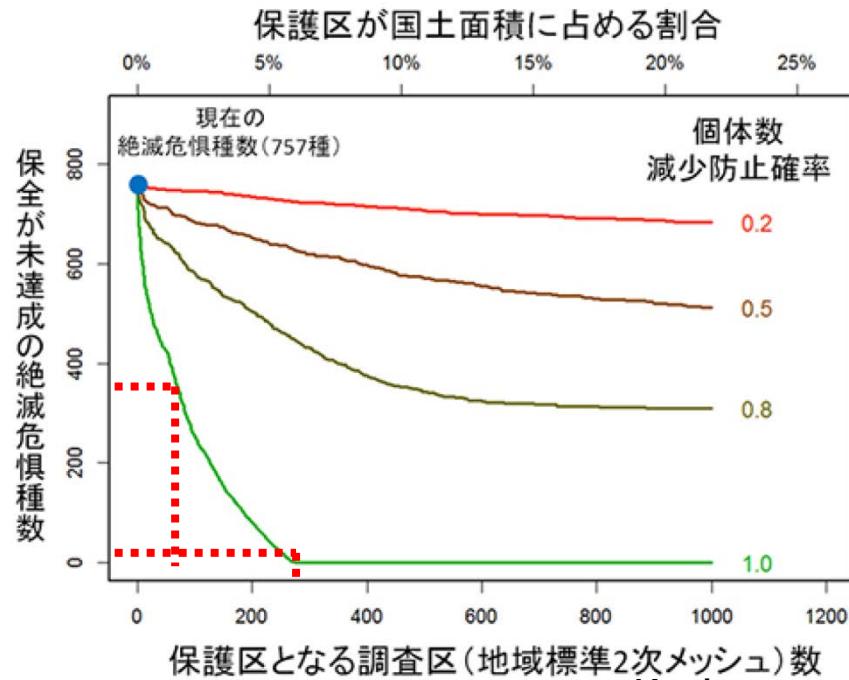
【提言6】種名を公表しない生息地等 保護区を設定できるようにする

例）「草原性動植物群の生息地等保護区」など



ホットスポットの重要性

いくつ保護区を設定すれば、日本の絶滅危惧種すべてを守れるか？



Kadoya et al (2014)

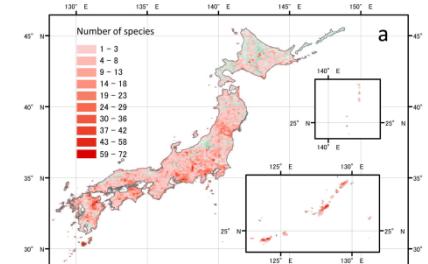
国土の約1.3%を保護区にすれば約半数の種が保護区内に
国土の約5.6% すべての種を保護区内に



- 1種1種を個別に種指定し保護区を設定するより、ホットスポットを直接保護区に指定する方が効率的→生息地内の種を同時に保全できる

現状では保護区内の保全効果は必ずしも高くないことも考慮すべき

1994-1995年と2003-2004年の植物RDB1618種のうち、100年後の絶滅確率が10%以上の757種に基づく解析結果



【提言7】多数の絶滅危惧種が集中するホットスポット型生息地等保護区の指定を新設する

〈徳島県希少野生生物の保護及び継承に関する条例〉

(定義)

第二条五² この条例において「**希少野生生物群**」とは、**多種の希少野生生物が集中して生息**し、又は生育する区域内に生息し、又は生育する希少野生生物であって、知事が指定する複数の希少野生生物をいう

(希少野生生物保護区)

第二十条 知事は、指定希少野生生物、**国内希少野生動植物種**又は**希少野生生物群**(以下「**指定希少野生生物等**」といふ。)の保護のために必要があると認めるときは、その個体の生息又は生育の状況等を勘案してその指定希少野生生物等の保護のため重要と認める区域を、**希少野生生物保護区**として指定することができる

【提言8】環境アセスメントにおいて絶滅危惧種の重要な生息地が確認され開発を回避した場合の保護担保措置を検討すべき

課題

- ・計画段階で行った環境アセスメントにおいて絶滅危惧種の重要な生息地が確認され開発を回避したが、その後新たな開発が計画される場合もある（中池見）
- ・他にもアセスによって開発を縮小し、残された生息地はアセスの面積要件を満たさなくなつたため、アセスが行われず生息地が失われる事例が多数ある



中池見

日本自然保護協会 提言の概要

1) 国民との協働によって絶滅危惧種の保全を達成するための法改正の検討

【提言1】国内希少種 指定提案制度を法律に明記する（付帯決議4-3）

【提言2】生息地等保護区の国民提案制度の新設

【提言3】生息地等保護区の税制優遇措置の追加

【提言4】保護増殖事業計画の国民提案制度の新設

【提言5】多様な主体との連携を進めるための財政支援も含めた生息地等協働保全制度の新設

2) 生息地保全を促進する仕組みづくりの検討

【提言6】種名を公表しない生息地等保護区を設定できるようにする

【提言7】多数の絶滅危惧種が集中するホットスポット型生息地等保護区の指定を新設する

【提言8】環境アセスメントにおいて絶滅危惧種の重要な生息地が確認され開発を回避した場合の保護担保措置を検討すべき

【提言9】公共事業は種の保存法の適用除外とする規定（第54条）を削除する

3) その他の改正ポイント

【提言10】レッドリストを種の保存法に位置づける

【提言11】種の絶滅の防止から、絶滅の危険がない状態まで回復させることを明確にするため、保護増殖事業を保全回復事業とし、計画策定の義務化を検討すべき

【提言12】国内希少種の選定・現状評価・保護増殖計画の評価見直しを行う科学委員会を常設することを法律に明記すべき（付帯決議5）

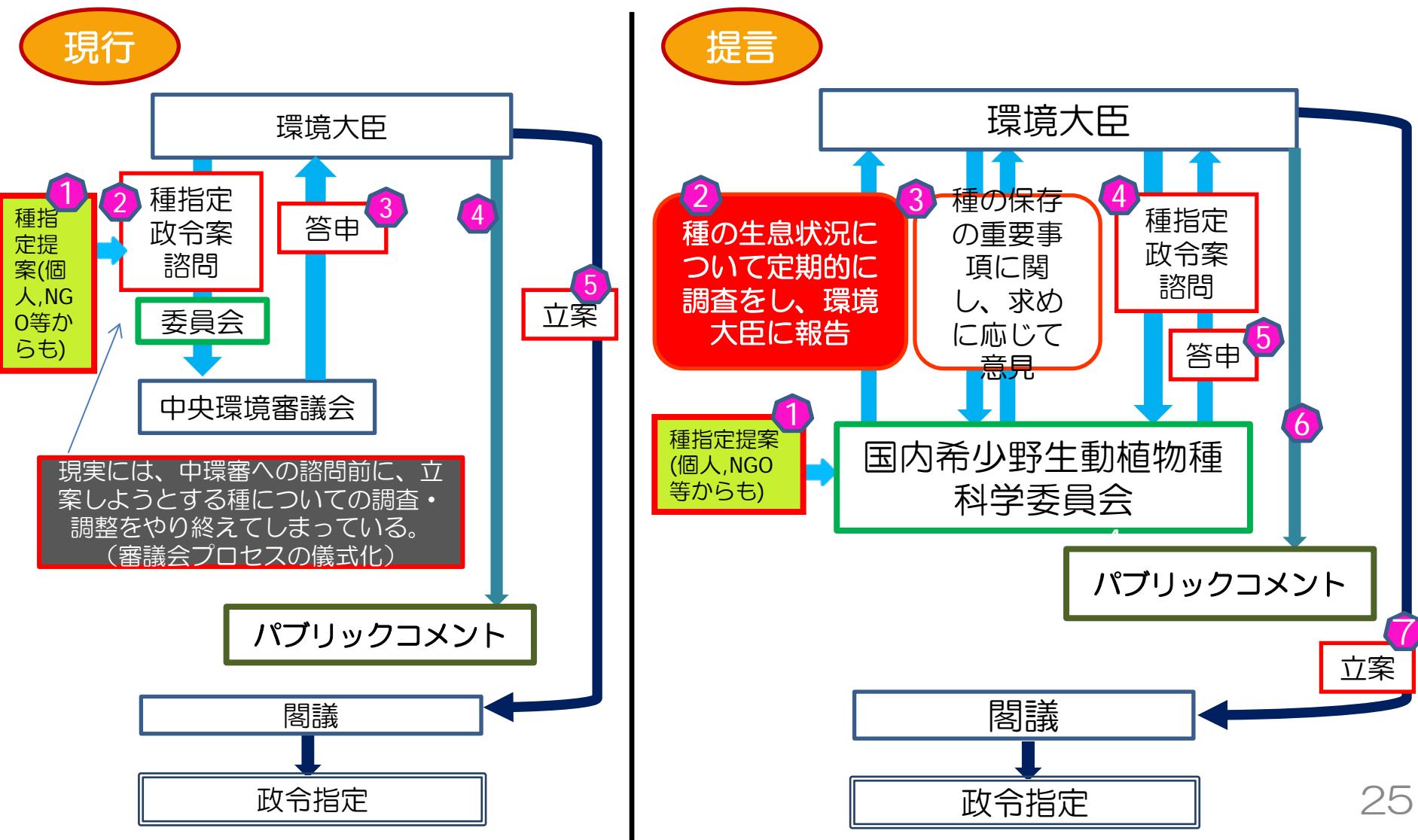
【提言13】「絶滅のおそれのある野生生物種の保全戦略」を法定計画とする（付帯決議4-1）

【提言14】海洋生物を積極的に選定候補とする（付帯決議10）

【提言15】財産権の尊重（第三条）重視の改善

【提言12】国内希少種の選定・現状評価・保護増殖計画の評価見直しを行う科学委員会を常設することを法律に明記すべき (付帯決議5)

科学委員会設置による種指定プロセス(案)



【提言 14】 海洋生物を積極的に選定候補とする (付帯決議 10)



- ・日本のジュゴン（IA類(CR)）の生息数は3頭（沖縄防衛局）、多くても10頭以下天然記念物、水産資源保護法による捕獲の禁止だけでなく、積極的な保全が必要
<二種の保存法による「餌場＝藻場の確保」、保護区の設置等
- ・海洋生物の中には絶滅の危機にある種が多いが国内希少種の指定は〇種
- ・予防原則に基づき、種の保存法による保全を急ぐ必要がある
- ・海洋生物レッドリスト作成も急ぐ必要あり